

公立大学法人奈良県立大学職員介護休業規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学就業規則第39条第2項及び公立大学法人奈良県立大学再雇用職員就業規則第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の介護休業に関する制度を設けることにより、家族介護を行う職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、職務の円滑な運営に役立てることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）及びその他の関係法令並びに諸規程の定めるところによる。

(介護休業)

- 第2条 職員は、要介護者の介護をするため、職員の申出に基づき、自己の配偶者等で負傷、疾病又は老齢により6日以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、理事長の承認を得て介護休業を取ることができる。
- 2 介護休業の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護休業の申出)

- 第3条 前条第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、理事長に対し行わなければならない。
- 2 理事長は前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第5条において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

(指定期間の延長又は短縮)

- 第4条 職員は、前条第1項の申出に基づき前条第2項若しくは第5条の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5条の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を理事長に申し出なければならない。
- 2 理事長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、前条第2項、この項又は次条の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

(休業を承認できないことが明らかな指定期間の指定)

- 第5条 第3条第2項又は前条第2項の規定にかかわらず、理事長は、それぞれ、申出の期

間又は第3条第1項の申出に基づき同条第2項若しくはこの条の規定により指定された指定期間の末日の翌日から前条第1項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第8条の規定により介護休業を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休業を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第6条 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

（介護休業の取得単位）

第7条 介護休業は、1日又は15分を単位としてとることができる。

2 15分を単位とする介護休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した3時間45分（当該介護休業と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該3時間45分から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

（介護休業の承認）

第8条 理事長は、介護休業の請求について、第2条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（請求）

第9条 職員は、介護休業をとろうとするときは、あらかじめ理事長に請求しなければならない。この場合において、1回の指定期間について初めて介護休業の承認を受けようとするときは、6日以上（当該指定期間が6日未満である場合その他の場合には、理事長が定める期間）について一括して請求しなければならない。

（承認の通知）

第10条 前条の請求があった場合においては、理事長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

（証明書類の提出）

第11条 理事長は、介護休業について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（介護時間）

第12条 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間

を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、理事長の承認を得て介護時間をとることができる。

2 介護時間の時間は、15分を単位とし、前項に規定する期間内において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業規程第37条及び第40条第1項の規定により承認されている勤務時間の一部について勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該承認されている勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間で必要と認められる時間とする。

3 第8条から第11条までの規定(第9条後段を除く。)は介護時間の請求及び承認について準用する。

(介護休業、介護時間期間中の給与)

第13条 介護休業及び介護時間については、公立大学法人奈良県立大学職員給与規程第32条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同規程第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。